

回 答 書

令和6年9月27日

契約番号： 5061000118

工事（業務委託）名 太牟田市公共下水道事業浜田町ポンプ場汚水ポンプ設備改築工事（委託）

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
1		P22	汚水管（更新）材質について 特記仕様書（P22）に記載の汚水管材質は『SUS-TP』と記載ありますが、発注図 M-2 には『DCIP』と記載あります。（No.3 汚水ポンプ部） どちらが正とすべきでしょうか。	SUS-TP を正としてください。
2			既設ポンプ設備撤去時の電源養生（電源遮断、警報故障処置）については、施工範囲外と考えてよろしいでしょうか。	電源遮断等は本工事に含まれます。
3			新ポンプ据付時に、ポンプ井の底にある汚泥を取り除く為の浚渫作業（汚泥の処分も含む）が発生した場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ポンプ基礎設置に必要な清掃等は本工事に含まれます。

4			<p>記載箇所：特記仕様書 第3章 第1節 No.1,2 汚水ポンプ 第2条 仕様(5) 回転数 No.1,2 汚水ポンプ(水中汚水ポンプ)の回転数は、約1800min⁻¹の記載があります。仕様に記載されていますポンプ能力(吐出量、揚程)を満足すれば、回転数1200min⁻¹となる場合は、承諾範囲と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>他の諸元を満足するものであれば、回転数の変更は認めます。</p>
5			<p>記載箇所：特記仕様書 第3章 第1節 No.1,2 汚水ポンプ 第10条(2) 電気設備工事の区分「端子箱及び端子箱までの水中ケーブルは本工事に含む」と記載ありますが水中ケーブル敷設工(電工)の設計書への計上箇所を、ご教示願います。</p>	<p>水中ポンプの二次側配線はポンプ据付工に含みます。</p>
6			<p>記載箇所：特記仕様書 第3章 第3節 No.1,2 汚水ポンプ用吐出弁 第2条 仕様(4) 電動機備考 備考欄に記載の「端子箱設置場所は2F監視室」とありますが、この端子箱は、吐出弁付属品では無い(本工事範囲外)と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>付属品に含みます。</p>
7			<p>記載箇所：特記仕様書 第3章 第4節 No.3 汚水ポンプ用吐出弁 第2条 仕様(4) 電動機備考 備考欄に記載の「端子箱設置場所は2F監視室」とありますが、この端子箱は、吐出弁付属品では無い(本工事範囲外)と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>付属品に含みます。</p>

8			<p>記載箇所：特記仕様書 第3章 第1節 No. 1, 2 汚水ポンプ 第10条 (2) 電気設備工事の区分 「端子箱及び端子箱までの水中ケーブルは本工事に含む」と記載ありますが水中ケーブルの敷設ルート図をご提示頂けますでしょうか。</p> <p>また、既設の電気配管及びケーブルラック等を使用して、敷設できるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ルート図の提示は行いません。</p> <p>既設のピット及びラックは使用可能です。</p>
9			<p>技術者を工場製作期間と現場施工期間で異なる者で配置を考えておりますが、現場代理人も同様に分けて配置は可能でしょうか</p>	<p>本工事では、工場製作期間と現場施工期間で異なる現場代理人の配置を認めていません。</p>